

# 第1回 京都市住宅審議会における 委員からの主な御意見

# 平成29年度 第1回京都市住宅審議会における主な御意見

## 住宅確保要配慮者の範囲について

- 住宅確保要配慮者の入居を拒まない登録住宅の入居対象については、なるべく多くの要配慮者を対象として、幅広く設定することが考えられる。
- 児童養護施設退所者については、18歳で施設を退所後、保証人がいないことから、住宅確保が困難になることが想定されるため、対象に加えるべきではないか。
- 京都らしいという観点で、留学生も対象としてはどうか。
- 大学生や卒業後一定期間以内の者は、京都市にとって留まってほしい人たちではないか。
- 卒業後一定期間の者で非正規雇用の人を何年か京都市に繋ぎとめる方法として制度活用するのも京都らしいのではないか。
- 不動産事業者としては、現場でLGBTであることを理由に拒む状況にはない。
- U I J ターンによる転入者については、住宅困窮とは別の議論であり、京都市には馴染まないのではないか。

# 平成29年度 第1回京都市住宅審議会における主な御意見

## 住宅確保要配慮者への住宅支援について

- 住宅確保要配慮者の対象者は幅広く設定する一方で、仮に経済的な支援等を行う場合の対象をどうするかということは分けて議論すべきではないか。
- 賃貸人の入居拒否感が低減されないことが、最終的に制度が普及しない最も大きな阻害要因となる可能性が高いため、住宅部局と福祉部局がしっかりと連携しながら、住宅確保要配慮者に対する住宅支援を進める必要がある。
- 住宅支援としては、住まいだけでなく生活全般に関する相談を受ける体制の構築も必要ではないか。
- 福祉的なサポートを受けやすいと思われる住宅確保要配慮者から、徐々に居住支援を広げていくということも考えられるのではないか。

# 平成29年度 第1回京都市住宅審議会における主な御意見

## 国の新たな住宅セーフティネット制度について

- 今回の国の制度は、特に首都圏を想定した制度設計になっているため、そのまま京都に当てはまるかどうかを検討する必要があるのではないか。
- 民間での供給戸数となる今回の登録制度の普及状況も見極めたうえで、古い公営住宅による空き住戸の供給をこの制度に置き換えるということを検討することも可能ではないか。
- 公営住宅の立地が少ない都心部における住宅セーフティネットを考えるうえで、京都は戦災被害が少なく、都心部において、戦前の老朽化した木造の賃貸住宅に高齢者等の住宅確保要配慮者が居住しているという状況を踏まえた住宅セーフティネットの構築についても検討すべきではないか。

# 平成29年度 第1回京都市住宅審議会における主な御意見

## 公営住宅について

- 公営住宅については、一定の役割を担っているため、全廃する必要があるとは思わないが、市中心部の供給が少なく、郊外部に立地が偏在していることに対しては、何らかの対策が必要ではないか。
- 公営住宅も量の確保から質の確保へと転換すべき。そうでなければ、量を確保しても空きがでてしまう。
- 旧耐震基準の公営住宅については、耐震化するのではなく、思い切って都市計画、まち全体を考えるとという視点で計画し直すという考え方もあるのではないか。
- 公募しても応募がないような需要が低い公営住宅を将来的に維持していくのは難しいため、立地面等から総合的に判断する必要があるのではないか。そうした団地に投資していた費用を別に回す方法もあるのではないか。
- 建て替えないという前提で民間補助により戸数を維持するという考え方もある。その方が経済的にも需給のバランスが保てるのであれば、そういった方法も考えられるのではないか。